

平成29年度 事業計画

(自 平成29年4月 至 平成30年3月)

第1 基本方針

農業者の高齢化等により、今後、離農や規模縮小農家が増加し、担い手の減少や利用されない農地が発生するなど、本県農業・農村の維持・発展が困難になることが懸念されています。

このような中、県においては平成28年度に「群馬県農業農村振興計画」を策定して農業が魅力ある産業として大きく成長し、農村に活力を取り戻していくため、「力強く成長する農業の実現」に向け、農地利用の最適化の推進や新たな担い手の確保・育成などに取り組むとしています。

これらを推進するため、農業公社は「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき指定される農地中間管理機構として、さらに「農業経営基盤強化促進法」による青年農業者等育成センターとして、担い手への農地集積及び集約化や就農支援・相談など、本県農業の振興方向に即した事業に取り組みながら、県農政の推進を補完する機関として大きな役割を担っています。

このため、本年度は4年目を迎える農地中間管理事業を中心に農地中間管理事業の特例事業等も活用しながら、公社機能を活かした総合力の発揮による効率的・効果的な事業の実施に取り組みながら経営の健全化を図ります。

第2 事業計画

1 農地中間管理事業

「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」（平成26年4月策定）に基づき、担い手農業者への農用地の集積・集約化を進めます。

特にこれまでの課題等を踏まえ、事業の活用促進に向けた取り組みを進めます。

(1) 機構の事業推進体制と県・市町村等関係機関との役割分担

1) 機構

①本県農業の特徴（畑地率7割）に対応するため、平成28年6月に畑作農業法人の経営者を新たに機構役員に追加しました。

今後はより一層、畑作農業経営のノウハウを生かした畑地帯における事業促進を図ります。

②前年度に引き続き機構推進体制を強化するため、本部及び県内5ヶ所の全農業事務所に機構嘱託員を増員配置して、地域関係機関との連絡調整、市町村域を超えた農用地に係る情報の蓄積と提供を充実させ、出し手及び受け手の掘り起こしとマッチングを積極的に行います。

2) 県・農業事務所

①県及び農業事務所は、事業のPDCAに基づく進捗管理を行う「人・農地」政策推進会議を主宰して、年度目標を達成できるよう対応します。

②農業事務所毎に担い手農家、農業委員・農地利用最適化推進委員等との意見交換会を開催し、機構の活用拡大につなげます。

③農地集積を加速化するための農地集積加速化推進大会(第2回)を開催します。

④事業活用の促進に向けた事務手続きの簡素化を図り、基本方針の目標達成に向けた各関係機関の取り組みを支援します。

3) 市町村

①市町村は、機構との業務委託契約を締結し、農地の出し手及び受け手の情報把握と掘り起こしのほか、相談窓口の設置や出し手・受け手との交渉等、事業の一部を分担します。

②機構集積協力金や補助事業及び税制措置等、機構を活用したメリットを関係者へ周知するなど、事業活用に向けた取り組み強化を進めます。

③人・農地プランの見直しに向けた座談会の開催を契機とした出し手及び受け手の掘り起こしや重点区域・モデル地区の指導等を主体的に行います。

4) 農業委員会

①農業委員や農地利用最適化推進委員は、「地域の世話役」として座談会等に参加し、

地域ニーズと担当区域の個別相談等を通じた農用地に係る情報（権利設定、利用状況、遊休農地の活用意向、出し手・受け手等）の把握により、農地利用の最適化に向けたマッチングの実施等、機構と連携した活動を推進します。

②フェーズⅡ（農地情報公開システム）の適切な対応と利用権設定更新時の機構活用に向けた移行への取り組みを周知します。

5) 農業会議

①農業会議は、「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」を実践し、農業委員会事務局や農業委員、農地利用最適化推進委員に対して、「農地利用の最適化」の活発な活動実践に向けた助言、指導及び各種研修会の開催など、機構活用に向けた取り組みを行います。

6) J A及びJ A群馬担い手サポートセンター

①農地利用集積円滑化団体のJ Aは、これまでの農地集積・集約化の業務経験を活かし、市町村の協力を得ながら、利用権設定更新時の機構活用に向けた移行への取り組みを関係者へ働きかけます。

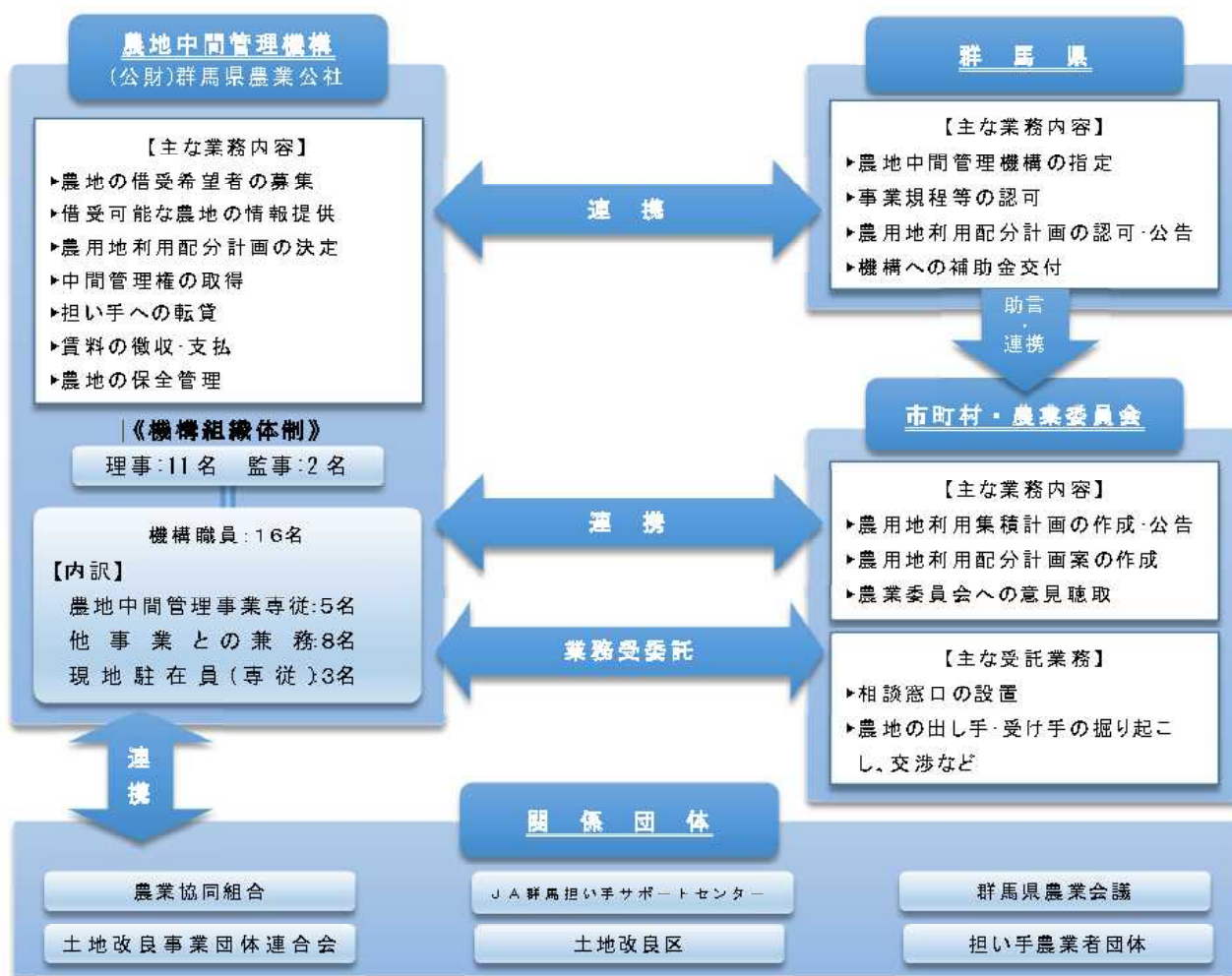
②J A群馬担い手サポートセンターは、新たな集落営農組織や作業受託組織の設立支援及び集落営農組織の法人化支援と併せて、法人化後の機構活用に向けた取り組みについて主体となって推進します。

7) 土地改良区及び土地改良事業団体連合会

①土地改良区は農村整備事業の実施及び計画区域内における人と農地の状況に精通していることから、農村整備事業の計画段階から機構活用に向けた取り組みについて、関係機関との連携しながら推進します。

②土地改良事業団体連合会は、県内全域に係る農村整備事業の状況に精通していることから、市町村への技術的指導業務の助言を通じて、機構との連携が図れるよう支援します。

(2) 関係機関との連携体制



(3) 重点的に取り組む事項

1) 出し手の掘り起こし促進と担い手との連携強化

- ①出し手への事業周知不足が、事業開始時からの懸案であるため、出し手をターゲットとした効果的な広報活動を引き続き進めます。
- ②各種団体が主催する会議等に引き続き積極的に参画して事業周知するほか、今年度は、地域ニーズに対する一歩踏み込んだ議論を行い、事業実績の早期発現につながる取り組みを進めます。
- ③県北毛地域や西毛地域における畑地の交換耕作やローテーション及び担い手が不足する二毛作地帯での期間借地に対応した改善策を担い手農家へ提案して事業促進を図ります。
- ④平成28年度に締結した担い手農業者団体との連携協定を踏まえ、これまで以上に担い手との連携を強化するほか、機構応援団【顔の見える信頼できる相手】を増加させ事業活用の加速化を図ります。
- ⑤集落営農法人からの信頼を得て、転貸促進を図ります。

2) 推進体制の強化と関係機関の連携による事業推進

- ①県が主宰する「人・農地」政策推進会議及び農業事務所毎に行う担い手農家、農業委員、農地利用最適化推進委員等との意見交換会において、地域の実情に応じた具体的な機構の活用促進に向けた取り組みを進めます。
- ②各農業委員会を指導する県及び農業会議と定期的に情報交換会を開催して、農業委員会事務局や農地利用最適化推進委員との連携等について具体的な取り組み方策を決定します。
- ③「農地利用の最適化の推進」を農業委員会事務局、農業委員、農地利用最適化推進委員が一体となり推進できるよう、機構としても連携・協力します。
- ④県の強力な指導のもと、市町村の協力を得て、利用権設定更新時期の6カ月前から計画的な機構活用への移行を進めます。
- ⑤業務委託先（市町村等）へは、機構業務委託の業務拡大・充実を目指し賃金職員の雇用拡大を行うよう働きかけます。
- ⑥国が開発したフェーズⅡ（農地情報公開システム）と機構業務の事業管理システムを連動させながら早期に本格稼働に移行して、事務の効率化と事業活用のツールとして推進します。

3) 重点区域・モデル地区における事業推進

- ①人・農地プランの見直しや細分化等、県の強力な指導のもと市町村に要請しながら、重点区域・モデル地区における事業活用の促進を進めます。
- ②農地利用最適化推進委員と協力し、重点区域・モデル地区の事業実績につながる取り組みを進めながら、更に新たな重点区域・モデル地区化へつながるよう取り組みを進めます。
- ③農業事務所が主体的に取り組むモデル地区（又は市町村）においては、事業実績につながるよう関係機関と一体となって推進を図ります。

4) 農村整備事業等における活用促進

- ①機構が事業主体となって、農地耕作条件改善事業による畦畔除去及び均平作業による田の区画拡大を引き続き明和町内で実施して、農地集積・集約化に取り組むとともに、事業成果の横展開を図ります。
- ②農村整備事業による活用促進に係る土地改良区との連携については、土地改良区事務局の協力を得ながら役員会等を活用した意見交換会を実施して、事業の利用促進を図ります。

5) 人・農地プランの見直し及び話合いの場への参画強化

- ①機構活用を前提とした人・農地プランの見直しや細分化等、農地集積・集約化の具体的なプランとなるよう市町村に要請します。
- ②人・農地プランの話合いの場に積極的に参画するほか、農地利用最適化推進委員と協力しながら、機構事業の利用促進を図ります。

(4) 事務手続きの見直し

- 1) これまで農地の借受希望者の公募については、年2回(5月~6月、12月~1月)の定期募集のほか追加募集により実施していましたが、担い手農業者の意見・要望を踏まえ、平成29年度からは常に農地の借受応募ができるよう、募集時期を廃止して通年化します。
- 2) 機構の機能を更に発揮させるため、借り受ける基準の一定条件を満たした農地については、借受先が確定していない場合においても地域の担い手の状況等を勘案しつつ農地中間管理権の設定を前向きに行い、事業活用の加速化を図ります。

(5) 集積目標

区 分	面 積 (h a)	筆 数	備 考
借 入	1, 6 2 0	1 1, 3 4 0	
貸 付	1, 6 0 0	1 1, 2 0 0	
保全管理	2 0	1 4 0	45,000円/10a

※年間を通じて、保全管理する面積は遊休農地対策として20ha。

※条件整備(簡易整備、耕作放棄地再生等)は、借受者の要望に応じて対応する。

(6) 重点区域・モデル地区

重点区域（事業規程第6条に定める区域）及びモデル地区（重点区域のうち、2年以内に事業を活用して、農地の集積・集約化に大きな成果が出せる地区で、他への波及効果など事業実施のモデルとなるものとして定めた地区）は以下の区域において実施します。

【重点区域82（継続80、新規2）モデル地区8】

①中部農業事務所管内

注) 区域名の(○)はモデル地区を示す

市町村名	区 域 名	区 域 数	モデル地区数
前橋市	南部(○)、前橋・上川淵(○)、荒砥、宮城、 上細井中西部	5	2
伊勢崎市	名和、山王道、境・下武士	3	
渋川市	赤城・北橘、古巻・豊秋、川島・大輪原【大輪原】(○)	3	1
榛東村	広馬場	1	
吉岡町	大久保・漆原	1	
玉村町	上陽、芝根	2	
計		15	3

②西部農業事務所管内

市町村名	区 域 名	区 域 数	モデル地区数
高崎市	馬庭、長野、六郷	3	
藤岡市	美土里、下戸塚・岡之郷、笹川沿岸、牛田川除	4	
富岡市	松義台地、宇田・一ノ宮	2	
安中市	松義台地【松義東部】(○)、大王寺・塚原(○)	2	2
上野村		0	
神流町		0	
下仁田町	馬山	1	
南牧村		0	
甘楽町		0	
計		12	2

③吾妻農業事務所管内

市町村名	区 域 名	区 域 数	モデル地区数
中之条町	美野原	1	
長野原町	応桑・北軽井沢	1	
嬭恋村	干俣バラギ、仙之入、干俣井戸尻、干俣前原、 大笹北山、大笹大横川、大笹大岩、大笹三子沢、 田代古永井、田代烏ス木、北山第2	11	
草津町	前口	1	
高山村	高山	1	
東吾妻町	根古屋・細谷	1	
計		16	

④利根沼田農業事務所管内

市町村名	区 域 名	区 域 数	モデル地区数
沼田市	上発知町、白沢町	2	
片品村	牛の平	1	
川場村	門前・天神	1	
昭和村	赤城西麓等	1	
みなかみ町	みなかみ中央(上野原・北原・若栗)	1	
計		6	

⑤ 東部農業事務所管内

市町村名	区 域 名	区 域 数	モデル地区数
桐生市	新里	1	
太田市	休泊、強戸【寺井】(○)、尾島	3	1
館林市	足次町伊谷田	1	
みどり市	笠懸、大間々・東	2	
板倉町	寄井、五箇谷、飯野南部、原橋下、大同	5	
明和町	矢島(○)、南大島(○)、斗合田、梅原、下江黒、大佐貫、上江黒、田島	8	2
千代田町	赤岩、幡之宮・島間	2	
大泉町	上小泉、下小泉・吉田	2	
邑楽町	柳島、堰ノ上、西田、谷中田、住谷崎、坪谷・八丁、渋沼、藤川、光善寺	9	
計		33	3

※重点区域とモデル地区の名称が異なる区域は、モデル地区名を【 】書きで記載。

(7) その他

① 県内大学が行う調査研究との連携【継続】

高崎経済大学地域政策学部地域政策学科が行う農地中間管理事業の調査研究に対して情報提供等を行い、事業に係る課題や重点区域・モデル地区等の実態調査・分析結果を検討して、次年度以降の取組みの参考としていきます。

② 借受応募者への情報提供【継続】

貸付希望申出のあった農用地の情報を四半期毎にとりまとめ、公社ホームページ等を通じて借受応募者へ随時、情報提供して貸付希望申出農地のマッチングにを組み込みます。

③ 顧客リストの作成【継続】

農地のマッチングを進める手段として、顧客リストを作成し、借受応募者に対するニーズの把握を図ります。

2 農地売買支援事業

(1) 農地中間管理事業（特例事業）

農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地集積・集約化を進めるため、農地中間管理機構の特例事業として、農用地等の売買を実施します。

①農用地等売渡事業（補助）

※認定農業者等であって、一定の面積（概ね1ha以上の団地を形成）を超える案件

区 分	買 入 計 画			売 渡 計 画		
	件 数	面積(ha)	予算額(千円)	件 数	面積(ha)	予算額(千円)
農 地	25	9.0	90,000	25	9.0	90,000

※買入及び売渡事務手数料は除く。

②一般事業（非補助） ※上記以外の案件

区 分	買 入 計 画			売 渡 計 画		
	件 数	面積(ha)	予算額(千円)	件 数	面積(ha)	予算額(千円)
農 地	4	1.0	10,000	4	1.0	10,000

※買入及び売渡事務手数料は除く。

(2) 旧農地保有合理化事業

平成25年度までに規模縮小農家等から買い入れた農地を、認定農業者等の担い手に売り渡すため、次の事業を実施します。

①農用地等売渡事業（補助）【松義中部地区】

区 分	買 入 計 画			売 渡 計 画		
	件 数	面積(ha)	予算額(千円)	件 数	面積(ha)	予算額(千円)
農 地				6	1.4	11,250

※売渡手数料は除く。

3 担い手の確保・育成事業

(1) 農業後継者育成基金事業

農業後継者育成基金の運用益により、農業後継者の定着化、農業青年の研修・仲間づくり活動及び組織活動を支援します。

区 分 (予算額)	事 業 内 容	対 象 者 等	時期
農業後継者定着化促進事業 (1,030千円)	1 就農・結婚相談活動の委託 2 青年農業士等の活動の助成 3 地域の就農促進活動の助成	委託先 群馬県農業経営士協議会 助成先 県内 2団体 (年1回) 助成先 県内 5団体	通年
農業青年仲間づくり活動促進事業 (399千円)	1 視察・事例調査等への助成 2 共同プロジェクトの実施への助成	助成先 県内 13団体 (年1回) 助成先 県内 3団体 (年1回)	
農業青年組織活動事業 (420千円)	1 県内全体を活動範囲とする団体への助成 2 農業事務所普及指導課又は農業指導センターが管轄する地域以上の広域性を持って活動する団体への助成	助成先 県内 10団体 (年1回)	通年
合計 1,849千円			

(2) 青年等就農支援事業

農業経営基盤強化促進法（平成25年法律第102号）第14条第11項の規定により、群馬県から県青年農業者等育成センターとして就農促進のための拠点と位置づけられました。就農を希望する青年等に対する就農相談・無料職業紹介等の支援活動を実施します。

区 分 (予算額)	事 業 内 容	対 象 者 等	時期
青年等就農支援事業 (3,314千円)	1 就農支援活動の推進	就農関連情報収集活動の実施	通年
	2 就農相談活動の実施	就農希望者への情報提供 新規就農相談会への参加	
	3 職業紹介活動の実施	求人・求職情報の収集・管理・職業紹介	
	4 就農支援資金の償還	就農支援資金の償還指導等	

(3) 就農支援資金の償還

農業経営基盤強化促進法（平成25年法律第102号）により、これまで県青年農業者等育成センターとして就農を希望する青年等に対して行ってきた就農研修及び就農準備に要する資金の貸付け業務は、株式会社日本政策金融公庫が実施することとなりましたが、従前より貸付された案件については償還業務を継続しています。

区 分	対 象 案 件 数	貸付残高(円)
就農研修資金（青年）	1 件	981,000

※平成29年2月末現在

4 農地と担い手の相互調整事業

将来を担う意欲的な農業者やこれから就農を希望する者、あるいは農業に参入したい企業や規模拡大を志向する農業経営体などからの要望に対応するため、農地等の情報や相談、就農後のフォローアップまでの総合的な支援を行います。

(1) 体験農園の運営

群馬県立農林大学校保渡田農場の一部を借り受け、農業未経験者や農業に興味を持つ者に対して農業の基礎知識と技術を習得する機会を提供し、新たな就農へのきっかけ作りとなる場の体験農園を運営します。

特に実践コースについては、応募者の希望に応じた柔軟な区画設定を可能とした対応を継続します。

区 分	区画面積	区画数	面積(ha)	備 考
初心者コース	70㎡	8	0.20	農園全体面積 1.4ha
実 践コース	100~500㎡	6(最大)	0.37	

(2) 耕作放棄地再生支援

耕作放棄地の再生利用を促進するため、再生方法の提案や費用の積算支援のほか、耕作放棄地リフレッシュ促進事業を活用した荒廃農地の再生対策に取り組みます。

- ①相談等支援・・・30件
- ②対策事業

地 域 名	面積(ha)	予算額(千円)	備 考
県内全域	5.0	3,500	農地整備（耕作放棄地再生）
	10.0	20,000	耕作放棄地リフレッシュ促進
計	15.0	23,500	

5 農用地等利活用促進受託事業

農業者等からの作業委託を受けて、保有する農業用機械を活用した耕起や草刈りなど農地の保全管理等を実施するほか、国庫補助事業（農地耕作条件改善事業）を活用した畦畔除去及び農地の均平作業による田の区画拡大を実施して、農地の集積・集約化の推進に取り組めます。

地域名	面積(ha)	予算額(千円)	備考
県内全域	13.0	4,800	農地整備(畦畔除去・均平整地等)
	10.0	3,700	農地整備(草刈、耕起等)
計	23.0	8,500	